○農林水産省告示第二千五百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十一月二十四日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　京都府舞鶴市字油江小字小谷一〇〇四九の二、一〇〇四九の三（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

小字小谷一〇〇四九の三（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び舞鶴市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十一月二十四日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　京都府綾部市於与岐町宮ノ口八〇一八から八〇二四まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

宮ノ口八〇一九・八〇二〇・八〇二二から八〇二四まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び綾部市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百四十九号

消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第十九条第二項において準用する第十八条第一項の規定に基づき、平成二十七年十一月二十二日付けで次のように同法第十二条第一項の登録の更新を行ったので、同法第四十六条第一号の規定に基づき公示する。

平成二十七年十一月二十四日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　山本　早苗

登録の区分	国内登録検査機関
浴槽用温水循環器	一般財団法人電気安全環境研究所 東京都渋谷区代々木五丁目十四番地十二号

（参考）

一般財団法人電気安全環境研究所の事業所及び所在地は、次のとおりである。

(1)　本部（東京都渋谷区代々木五丁目十四番地十二号）

(2)　横浜事業所（神奈川県横浜市鶴見区元宮一丁目十二番三十号）

(3)　関西事業所（兵庫県神戸市東灘区向洋町西四丁目一番）

○海上保安庁告示第八十六号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第九条の十の規定に基づき、一般社団法人日本海事検定協会から登録確認機関の住所及び登録確認機関が確認業務を行う事業場の所在地について、平成二十七年十一月二十四日から次のように変更する旨の届出があったので、同法第九条の二十一の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十一月二十四日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

変更する登録確認機関の住所及び登録確認機関が確認業務を行う本部の所在地

変更後	変更前
東京都中央区新川一丁目十六番三号	東京都中央区八丁堀一丁目九番七号

○環境省告示第百三十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年環境省令第三十五号）の施行に伴い、並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第八条の十第二号及び第八条の十三第五号ハの規定に基づき、環境大臣が定めるポリ塩化ビフェニル汚染物を次のように定め、公布の日から起算して二十日を経過した日から適用する。

平成二十七年十一月二十四日

環境大臣　大塚　珠代

環境大臣が定めるポリ塩化ビフェニル汚染物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第八条の十第二号及び第八条の十三第五号ハの環境大臣が定めるポリ塩化ビフェニル汚染物は、廃蛍光ランプ用安定器、廃水銀ランプ用安定器又は廃ナトリウムランプ用安定器であって、かつ、ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入されたもの（コンデンサと充填物の接合が電線のみにより行われているものであって、膨張、腐食等により、当該コンデンサからポリ塩化ビフェニルの漏えいが認められないものを除く。）とする。

○防衛省告示第二百十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年十一月二十四日

防衛大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

日時　平成二十七年十二月一日から平成二十八年一月三十一日までの間、〇八〇〇から一八〇〇まで

区域　硫黄島東方の次の㈠から㈤までの四地点を順次結んだ線及び㈠の地点と㈤の地点を結んだ線により囲まれる区域

㈠　北緯二八度一五分一五秒　東経一四六度二九分四七秒

㈡　北緯二五度二五分一六秒　東経一四七度三七分四七秒

㈢　北緯二五度〇〇分一六秒　東経一四五度三五分四八秒

㈤　北緯二七度五五分一五秒　東経一四四度五七分四八秒

実施艦等　自衛艦八隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第三百八十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成二十七年十一月二十四日

関東地方整備局長　石川　雄一

別表の指定番号十五の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中

「イ　本社　東京都渋谷区渋谷一丁目十三番九号
ロ　渋谷支店　東京都渋谷区渋谷一丁目十三番九号
ハ　町田支店　東京都町田市中町一丁目三番二号
ニ　八重洲支店　東京都中央区八重洲一丁目六番二号」

を

「イ　本社　東京都渋谷区渋谷一丁目十三番九号
ロ　渋谷支店　東京都渋谷区渋谷一丁目十三番九号
ハ　青山支店　東京都港区南青山二丁目十一番十四号
ニ　八重洲支店　東京都中央区八重洲一丁目六番二号」

に改める。